

きりん訪問リハビリテーション重要事項説明書  
(令和7年9月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 きりん訪問リハビリテーション
- ・開設年月日 令和6年4月1日
- ・所在地 佐賀市金立町大字薬師丸1274-1
- ・電話番号 0952-98-0120 ・ファックス番号 0952-98-2224
- ・管理者名 施設長 木下 竜太郎
- ・介護保険指定番号 4150180042

(2) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

指定居宅サービスたる訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の事業は、要介護及び要支援状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練等を行う。

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める

2. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ② 理学療法
- ③ 作業療法
- ④ 言語療法
- ⑤ 相談・助言

3. 要望及び苦情等の相談

- 1 利用者または主たる介護者は、当事業所が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも上記記載の苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、苦情担当者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者等に報告します。
- 2 当事業所は利用者等から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者等に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

4. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していない（法令で定められていないため）

5. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。